

# 第4次館山市総合計画「後期基本計画」策定方針

## 1. 策定の趣旨

本市では、『笑顔あふれる 自然豊かな「あったか ふるさと」たてやま』を将来都市像に掲げた基本構想（平成28年度～令和7年度）及び前期基本計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

その間、加速する少子高齢化と人口減少に代表されるさまざまな課題に加え、SDGs（エスディーズ）や Society（ソサエティ）5.0、関係人口や多文化共生、広域連携の推進といった新たな時代の潮流への対応も求められています。

また、近年多発している大規模な地震や風水害による被害の経験を活かし、今後も発生が懸念される大規模な自然災害をはじめとした様々なリスクにも対応できる、「災害にも強い」安全・安心で持続可能なまちづくりを進める必要があります。

こうした状況の中、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、これまで以上に重点的・効率的な行政運営が必要とされます。

そこで、令和2年度をもって終了する前期基本計画に代わり、令和3年度から令和7年度までの5年間を展望した新たな「後期基本計画」を策定します。

## 2. 策定の視点

後期基本計画は、現行の基本構想及び前期基本計画におけるまちづくりの基本目標及び重点プラン等の基本的な枠組みを継承しつつ、次の視点に基づき策定します。

### （1）社会経済情勢等に即した計画づくり

社会・経済情勢や、市民生活・財政状況等、本市を取り巻く環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識した上で、今後の動向にも考慮した計画を策定します。

### （2）現総合計画の評価・総括を踏まえた計画づくり

現総合計画（前期基本計画）について十分な検証を行い、市の施策の現状・達成度・課題を明確化するとともに、その評価・総括結果を後期基本計画づくりにも反映します。

### （3）広範な市民の意見を反映させた計画づくり

策定にあたっては、策定過程の透明性を確保するとともに、総合計画審議会への公募委員の起用や、市民意識調査、各種懇談会など、様々な形で市民の意見・意向を把握し、計画に取り入れます。

### （4）市の特性を活かした計画づくり

美しい自然、郷土の文化・歴史をはじめとした地域の資源や特性を多角的に分析し、本市の可能性を最大限に活かした戦略的な計画を策定します。

### （5）実効性を重視した計画づくり

厳しい財政状況を踏まえ、計画に盛り込むべき施策については、選択と集中を図るとともに、予算・行政評価と連動した実効性の高い計画とします。また、分野をまたがる政策課題については、横断的な連携のもと実施し、相乗効果を高めるなど、効率的・効果的な計画とします。

## **(6) 市民が共有できる計画づくり**

「まちづくりの指針」として、市民・団体・企業・行政等が共有し、共に実践していけるような、わかりやすく、親しみやすい計画を策定します。

## **3. 期間**

---

後期基本計画の期間は、基本構想の10年間の後期5年間とします。

### **(1) 構成**

#### **① 基本構想**

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や、目指すべき将来像など、市政の長期的ビジョンを示すものです。

#### **② 基本計画**

基本構想を実現するための各政策分野の具体的な施策・事業を明示し、総合的・体系的にまとめたものです。

### **(2) 期間**

#### **① 基本構想**

10年間（平成28年度～令和7年度）

#### **② 基本計画**

前期 5年間（平成28年度～令和2年度）

後期 5年間（令和3年度～令和7年度）

## **4. 策定体制**

---

後期基本計画は、次の体制により策定します。

### **(1) 総合計画審議会**

様々な行政分野における有識者等で構成する「館山市総合計画審議会」を設置し、市長からの諮問による後期基本計画策定に係る重要事項等に関して、総合的かつ専門的な立場から、審議いただきます。

### **(2) 市議会**

後期基本計画の策定過程において、適宜、情報提供及び説明を行います。

### **(3) 庁内体制**

#### **① 企画審議委員会**

「館山市企画審議委員会規程」に基づき、後期基本計画を策定する上での重要事項を審議し、総合的な調整を図るため、副市長を委員長、教育長及び部長級の職員を委員として構成します。

② 策定委員会

各部及び教育委員会ごとに、施策内容の立案及び調整を行うため、部課長級の職員で構成し、担当部長等が委員長となります。

③ 策定班

策定委員会の施策内容に係る資料の収集、分析及び素案の作成を行うため、原則として、課等ごとに副課長、係長及びこれらの相当職などで構成します。

ただし、策定委員長が不要と判断した場合は、この限りではありません。

④ 事務局

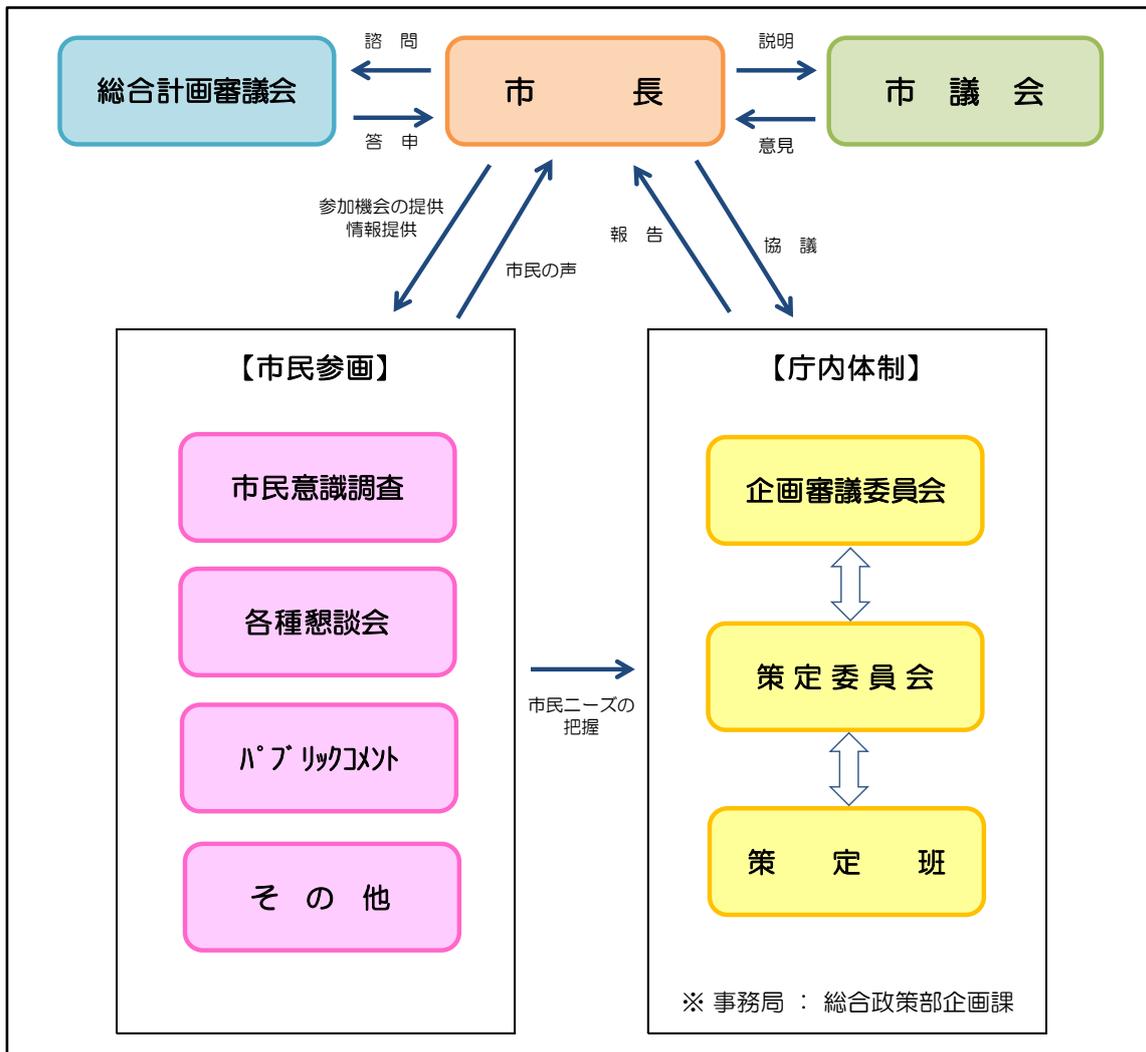
総合計画審議会及び企画審議委員会の事務局は、総合政策部企画課内に設置します。

(4) 市民参画

計画策定にあたっては、広く市民からのニーズを把握し、意見を反映させます。

- ・市民意識調査
- ・タウンミーティング
- ・パブリックコメント
- ・その他

■ 策定体制イメージ



## 5. 策定スケジュール

---

後期基本計画は令和元年度・令和2年度の2か年かけて策定します。

### 主なスケジュール（案）

#### 【令和元年度】

- (1) 総合計画審議会の開催
- (2) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (3) 基礎調査の実施
- (4) 前期基本計画の検証・総括
- (5) 市民意識調査の実施
- (6) 後期基本計画骨子案の検討

#### 【令和2年度】

- (1) 総合計画審議会の開催
- (2) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (3) 子ども絵画コンクール及び子ども作文コンクールの実施
- (4) 地区別懇談会（まちづくり座談会）の開催
- (5) 後期基本計画素案・原案の検討
- (6) パブリックコメント（後期基本計画）の実施
- (7) 後期基本計画の策定（市議会全員協議会への説明）

#### 【令和3年度】

後期基本計画スタート